

議会基本条例特別委員会（第35回）要点録

- 1 日 時 平成23年12月26日(月)9:30～10:25
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、大本益之、金藤照明、蔵本隆文、田口忠義、原田毅、
原田てつよ、森岡聰子
- 3 欠席委員 仁科文秀（副委員長）、齋藤重雄
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…政治倫理条例施行規程案について。

前回の結果により、3条の見出しを「審査会の傍聴の取扱い」に、3条1項を「審査会の会議は、原則公開する。」に、9条1項を「第6条第3項の資料・・・」に、9条2項中「(以下「請求人」という。)」を削除、11条2項を「一般選挙が行われる場合は、・・・」に変更する。

(了承)

委員長…前回保留した事項について説明を。

事務局…政治倫理条例の審査請求手続は、直接請求制度に準じた形を採っています。

直接請求制度は、代議制民主主義を補う制度で、条例制定や公務員解職などいくつか種類があります。まず、どのような趣旨で署名活動をしますという「予備請求」、署名に偽りがないかの「審査」、実際の「署名活動」の後に「本請求」という流れになります。前回ご質問のあった7条の「写しを添えて」とは、この「予備請求」で写しを添えて議長に提出することを指します。

また、様式第4号が「正副本2通」必要なのは、議長から政治倫理審査会に諮問される時に副本を添えるためです。

(了承)

C委員…様式4号、5号は「代表請求者」でなく「請求代表者」なのか。

事務局…直接請求に関する参考書と同じ表現の「請求代表者」としたものです。

また、5号様式の下表について、請求代表者が単独で署名収集を行う場合にも記入できるように「署名収集を複数の者で行う場合」を削除し、生年月日の欄は元号を削除しました。

(了承)

B委員…第4号様式の条項数が空欄なのは何故か。

事務局…どの条項に違反しているのかを請求者自身に記入いただくために空欄として
いるものです。

C委員…4条2項「秘密会とする会長・・・」では、あらかじめ決まっている印象を受けるので、「しようとする」の方がよいのではないか。

事務局…「審査会を秘密会にしようとする会長又は・・・」としてよいと思います。

委員長…変更してよろしいか。

(了承)

委員長…「審査結果の概要の公表等」について。

事務局…1 1 条 2 項で「審査結果を1年間ホームページに掲載」としていますが、民意を受けて選出された議員ですので、この掲載期間が適切かどうか、改めて御協議いただければと思います。

なお、参考としたA区では過去に審査請求は1件ありましたが、対象外として却下されており、実質的に審査された実績はないそうです。

C委員…期間にはこだわらない。議会が消しても、他者が掲載すればいつまでも残るものではある。

B委員…1年でよい。

D委員…1年でよい。

F委員…誹謗中傷などの悪用を防止できないか。内容にもよるが、期間は3箇月か半年でよい。

事務局…短期間であれ、一旦掲載すると他者が複写して使うことを防ぐことはできません。

F委員…無意味かもしれないが「他への利用を禁ずる。」とし、罰則を作れないか。

D委員…ホームページ自体の著作権は市にあり、他へは利用できないはず。

B委員…罰則については、表現の自由や、どんな不利益に相当するかの根拠を示すのが難しいことなどから、無理であろう。公文書だから仕方ない。

事務局…地方自治体は、規則で5万円以下の過料を科すことができるだけで、刑罰を科すことはできないとなっていたのではないかと思います。実害が出た場合は、法律に基づき、通常の損害賠償請求をするしかないと思います。

委員長…いくら対策しても防ぎようがない。

F委員…ネットで流れれば、嘘の情報でも本当のようになる。

A委員…議会だよりは、保存しておけばいつまでもコピーできる。ホームページから消しても意味はない。掲載期間については1箇月でよい。

D委員…1箇月でよい。

C委員…1箇月でよい。

E委員…1箇月でよい。

G委員…1箇月でよい。

B委員…1箇月でよい。

委員長…1 1 条 2 項は「1箇月間」及び「1箇月以内・・・」とする。

(了承)

委員長…前回、D委員から質問のあった、識見を有する委員の選定基準をあらかじめ定めておくことについて。

D委員…自分で調べたが、施行規程で定めた先進例は見つからなかった。

事務局…素案ではありませんが、私自身は、市の顧問弁護士や他市議会事務局長経験者などを想像しました。

D委員…市の顧問弁護士及びもう1人は案件ごとにその専門家を考えており、選定基

準を定めなくてもよいと思う。

委員長…選定基準は、あらかじめ定めないこととする。

(了承)

事務局…9条1項「満了後5日以内」が短いとの御意見については、民法の期間の計算に関する原則により、土日祝日が挟まる場合はその分延長されます。

委員長…「5日以内」とする。

(了承)

事務局…識見委員への費用弁償については、「証人等の費用弁償に関する条例」により、本市の現行例規上1日につき6,600円と旅費を支給することになっています。

委員長…説明のとおりでよろしいか。

(了承)

委員長…今回の協議内容についても、3月定例会において報告した後に、全員協議会で決定したい。

議決事件として追加すべき事項について。

事務局…先進例として、今年度の自治法改正に伴い、B市議会が基本構想を議決事項に追加された例を御用意しました。また、次のページは、総務省がまとめた近隣自治体での規定例です。

D委員…首長が変わっても変えてはならない部分があるので、総合計画に関することは議決が必要と考える。

F委員…総合計画の議決は必要。

C委員…必要。

B委員…必要。

G委員…必要。

A委員…必要。

委員長…次回条例案を示し、協議したい。